て総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02107
ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02599
エ　神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03512
オ　愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04917

U令5ア　神奈川県横浜市及び鳥取県鳥取市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01431
イ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02647
ウ　栃木県栃木市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02862
エ　神奈川県川崎市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03390

U令6ア　宮城県仙台市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.00621
イ　神奈川県横浜市及び三浦市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01492
ウ　静岡県沼津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02238
エ　栃木県小山市及び静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02760
オ　静岡県沼津市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02984
カ　山梨県山梨市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03693
キ　石川県かほく市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.03730

Vn　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき指定都市及び保健所設置市が実施する産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除

て総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.02107
ウ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02599
エ　神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.03512
オ　愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.04917

U令5ア　神奈川県横浜市及び鳥取県鳥取市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01431
イ　静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02647
ウ　栃木県栃木市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.02862
エ　神奈川県川崎市に係るもの　0.03390

Vn　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき指定都市及び保健所設置市が実施する産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除